平成２１年（フ）第１１５２号
京都市左京区静市市原町481番地25
債務者　ぱぴ～わ～るどこと　下田亜希美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５２号
京都市北区紫竹西野山東町43―１紫雲荘11号、住民票上の住所京都市北区西賀茂南川上町53番地
債務者　宇野　和俊
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７９号
京都市西京区下津林楠町31番地の１
債務者　楠精工こと　前田　祐助
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６９号
京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目８番地５　カワゼハイツ桜が丘201号
債務者　米田酒店こと　米田　嘉宏
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７６号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町３番地１　市営住宅３棟203号
債務者　吉山　彰一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７９号
京都市西京区大枝中山町７番地115　洛西みやびル206号
債務者　浦木左官工業こと　浦木　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３５号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町３番地１
債務者　福井　祥文
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４６号
京都市西京区川島玉頭町33番地
債務者　田中　滋子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６４号
京都府長岡京市友岡４丁目14番２号　フレンドヒル401
債務者　児玉　　強
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７７号
京都市山科区音羽千本町７番地９　第２若葉荘102号
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２４号
京都市伏見区淀美豆町324番地60
債務者　阪　　明美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２６号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地15―703
債務者　岸　　初江
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２７号
京都府長岡京市長岡１丁目23番６号　田中荘２Ａ
債務者　城戸口かおり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３９号
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈101番地
債務者　黒岡慎之介
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５０号
京都府城陽市寺田深谷89番地　京都府営住宅城南団地３棟209号
債務者　灰谷　麗華
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６１号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地44棟201号
債務者　上嶋工務店こと　上嶋　　茂
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１０号
京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町６番地の１　シャトーウメダ102号
債務者　平井　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係